

防衛省組織令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号) (抄)	1
○ 防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号) (抄)	1

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（調達管理部の所掌事務）

第七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。

三 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。

四 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。

五 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に必要なる原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。

六 装備品等及び役務の調達に必要なる企業の調査の実施に関すること。

七 装備品等の標準化の促進に関すること。

（企業調査官の職務）

第二百三条 企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

- 二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する検査その他の契約の履行（契約の履行の促進に関するものを除く。）に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 五 装備品等及び役務の調達に関する検査等の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。